

令和5年度 第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会 議事録

日時 2023年（令和5年）7月4日（火）

場所 藤沢市役所 8階 8-1会議室

次 第

1 議 題

- (1) 教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について

2 その他

- (1) 今後のスケジュール

- ア 8月4日（金）に令和5年度第2回藤沢市教育振興基本計画評価委員会を開催
- イ 8月教育委員会定例会に「藤沢市教育委員会の点検・評価」について、議案として提出
- ウ 9月藤沢市議会定例会決算資料として「藤沢市教育委員会の点検・評価報告書」を提出

開 会

○藤井委員長　それでは、ただいまから「令和5年度第1回藤沢市教育振興基本計画 評価委員会」を開会いたします。

お手元の「次第」に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（吉田）　それでは、資料の確認と、評価委員会の概要につきまして、ご説明をいたします。

資料の確認でございますが、まず、本日の「次第」が表紙になっておりますホチキスどめの資料、5ページまでございます。

右上に「資料1」と書かれている資料は、今年度の点検・評価重点事業の一覧及び実績報告書でございます。

次に、少し分厚めの資料でございますが、「資料2」は、教育振興基本計画全体の実績報告書でございます。

配付した資料は以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。

（資料過不足等：なし）

続きまして、この評価委員会の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

「次第」に綴られております資料の1ページ、右下にページ数を振らせていただいておりますが、1ページをご覧いただきたいと思います。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」におきまして、「教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならない」とされております。

また、点検・評価に当たりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」とされていることから、本日、ご出席（1名欠席）をいただいております大学教授のお二方、そして地域住民、保護者の方、計4名の方々を、令和5年度藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員として、7月1日付で委嘱をさせていただいているものでございます。

本市の点検・評価では、教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定された「藤沢市教育振興基本計画」に位置づけられた事業について、事業主管課が自己評価方式による点検・評価を実施しております。

また、教育委員会と評価委員会委員において、計画に位置づけられた事業のうち、教育部所管の事業の中から、今年度特に点検・評価が必要であると判断されたものを「重点事業」として選定いたしまして、外部の審議会である評価委員会を通じて点検・評価を実施いたします。

今年度の重点事業につきましては、本日の委員会に先立ちまして委員との事前協議を経て、資料1にございます3つの事業を選定させていただいております。

各事業主管課におきましては、委員からの講評を踏まえ、今後の事業の方向性などを定めてまいりたいと考えております。

なお、説明の最後となりますが、「次第」に綴られた資料2ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは、評価委員会の設置要綱でございます。

要綱の第5条第3項で「会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。」とございます。本日は全委員中、渡邊委員を除く3名にご出席をいただいておりますので、会議は成立していることを、ここでご報告をさせていただきます。

以上、どうぞよろしくお願いをいたします。

○藤井委員長 説明が終わりました。ただいまの説明に関して、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(質問等：なし)

1 議 題

(1) 教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について

○藤井委員長 それでは早速、議題の(1)「教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(吉田) 資料1「令和5年度(令和4年度実績)藤沢市教育振興基本計画 点検評価 重点事業実績報告書」の1ページ目をご覧ください。

今年度の、点検評価重点事業につきましては、委員との事前協議を経まして、次の3事業を選定しております。

1つ目が「学習支援事業」、2つ目が「特別支援教育整備事業」、3つ目が「いじめ防止啓発関連事業」でございます。

これらの選定事業につきまして、この後、担当課から5分程度で事業概要を説明させていただき、その後、事業内容等について、委員からの質問をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

事務局からは、以上でございます。

○藤井委員長 それでは、事業説明及び質疑に入ります。

順番につきましては、一覧に記載のとおり事業コード順に進めてまいります。

初めに、基本方針1「ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」の、施策の柱4「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進」から、実施事業5「学習支援事業」について説明をお願いいたします。

○教育指導課(丸谷課長) それでは、「学習支援事業について」です。

児童生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図るための学習支援といたしまして、学習指導員による補習授業を実施している事業でございます。

形式としては、放課後や長期休業中に児童生徒一人ひとりの理解度に応じた個別指導を行いつつ、学校教育支援の一助としております。

この事業を中学校において行ってまいりましたが、令和4年度につきましては、小学校での試行をしているところです。

よろしく願いいたします。以上です。

○藤井委員長　ただいま担当課から説明がありました。これから質疑に入りたいと思います。説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますか。

越 委員、お願いいたします。

○越 委員　私は、3つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目ですが、学習指導員の募集について、どのようにされているのでしょうか。例えば藤沢市のホームページや『広報ふじさわ』に掲載しているなど、どのような募集方法をされているのかを教えてくださいたいと思います。

○教育指導課（福島指導主事）　学習指導員の募集について、という話ですが、以前、広報で募集をかけたこともあるのですが、今回は、基本的には、学校長が地域の人材、また、学校にかかわっていただいている非常勤講師、または学生ボランティア、介助員なども含めて、そのように既に学校にかかわりのある方にお声がけをして募集をかけているということと、先ほどのお話のように、以前、広報で募集をかけて、そして、こちらで面接をさせていただいて名簿に登録して、そちらから紹介をさせていただくような、大きく2つのやり方をとっております。

○越 委員　ありがとうございます。

2つ目で、各校に最小何人の学習指導員が設置されているのでしょうか。

○教育指導課（福島指導主事）　3つ形態がありまして、中学校の放課後の学習指導で考えていくと、今年度は2名から9名ほどの配置となっております。また、小学校におきましては、昨年度試行させていただきましたけれども、2名から3名ほどのところで試行をさせていただきました。

また、今年度、不登校等の対応につきましては、まだ始まったばかりであったり、今実際にかぶっているというか重複している方もいらっしゃると思いますが、学習指導員の方、最小の部分については1名となります。

3種類ありまして、以上です。

○越 委員　設置をされていない学校はないということによろしいですか。

○教育指導課（福島指導主事）　まず、放課後の中学校においては全部やっております、小学校につきましては、昨年度は試行でしたので、試行で募集をかけたところ5校でしたけれども、今年度はさらに時間を拡充させていただきましたので、さらに希望を広くとっているところでございます。

不登校等の対応について、中学校につきましては19校で実施できる状態にさせていただいておりますので、順次、ニーズが確認できた段階で、そしてニーズとマッチングできた段階で始めていくところになっております。

○越 委員　ありがとうございます。

最後になりますが、学習指導員を各校に設置する予算について、十分に確保されているのでしょうか。

○教育指導課（福島指導主事）　十分かどうかという判断は難しいところかと思いますが、中学校の放課後につきましては、各校140時間、そして今年度から始めさせていただいた日課中の

不登校支援につきましても、各校 140 時間、そして小学校につきましても、昨年度は 280 時間でしたが、今年度は 1,618 時間いただいておりますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

○越 委員 私、実は小学校で介助員をさせていただいているのですが、学校が介助員に入っていたきたい時間数、やはり予算がないということで学校側は介助員を入れることができないという現場の声をよく聞くものですから、質問をさせていただきました。ありがとうございます。私からは以上です。

○藤井委員長 それでは、ご質問をお願いいたします、安藤委員。

○安藤委員 今、人材確保のやり方についてはお聞きしましたが、一つは、多分そう簡単に集まるわけではなくて、相当苦勞をされていると思います。

それで、こういうやり方をすると効果があったというようなことが、何か実績としてあったらご紹介いただきたいのと、それから、学習指導員になられる方は、どういう経歴の方が多いのか、私の知り合いも指導員をやっておりまして、本当に一生懸命やられて、地域の中で非常に大事な存在になっているのではないかと思いますけれども、その辺の募集の方法だとか、人材の経歴だとか、そういったものを教えていただければと思います。

○教育指導課（福島指導主事） まず、経歴ですけれども、非常勤講師で実際にかかわっていただいている方や、先ほどお話があったように介助員、また学生ボランティアなど、そもそも学校にかかわってくださった方が、経歴としては多いかなと思われまます。

また、先ほども委員がおっしゃってくださったように、「地域の人材」というところがとても大事だと思いますので、基本的には、学校長が地域の人材や、また、今お話ししたように、教職、教員経験者などにもお声がけをしながら依頼しているところで、やはりいろいろつながりがある方をお願いをしているようなケースが多いかなと思いますし、実際に知っているのも、お願いをする上でも、よくわかっていただけるということがあるかなと思っています。

ただ、人員を確保することは、教育委員会の大事なところですので、以前は広報で募集をかけて、その方につきましても名簿登録をして、ニーズがあれば、今年度においても継続されている方については、マッチングをしてご紹介をさせていただく形でやらせていただいております。

以上です。

○安藤委員 私は、辻堂に住んでいますけれども、高砂小学校でしたか、中学校でしたか、その元校長先生からお話を聞いたのですが、あそこは湘南工科大学があります。湘南工科大学のつながりで、教職課程を取ったり、また取ろうとしている意欲のある学生を、うまく勧誘——勧誘と言ったらおかしいですけども、どうだ、ということと呼んで支援してもらっている。また、学生たちが、自分がやれば後輩に対して、どうだ、という話もできるようで、ああいうやり方は、まあ環境が、そんなに整っているわけではないですが、いいのではないかなと、これは感想ですけども、そういうことを思いました。

それから、今度は支援を受けている生徒たちのことですけども、いわゆる市内で学習支援を受けている生徒は何人ぐらいおられるのか、それから、最近増えているのか減っているのか、そういったことを少し、最近の傾向を教えてくださいたいのと、それから、実際の補習指導は、例

えばどういう科目、種類のものを教えているのか、やっているのか、この辺をまとめてお話しただけだと思います。

○教育指導課（福島指導主事）　まず、科目などにつきましては、この事業が、一人ひとりの教育的ニーズに応えたものにしていきたいというところがありますので、例えば放課後の学習支援、中学校であれば、やはりその日の学習でわからなかった部分や、ぜひ教えてもらいたい部分、もちろんテストに向けて選ぶのがあるかもしれないのですが、そういう個人個人のものになっていきますので、教科等は定めておりません。

また、小学校につきましては、基本的には長期休業で行っている学校が多かったので、やはり1学期の中でわからなかった学習や、夏休みの宿題などについて行っている学校が多かったと思っております。

また、不登校支援につきましては、学習のみならず、本当にその子のニーズに応えられるような学び等居場所づくりも含めてとなりますので、さらに柔軟な教科や対応になるかと思われま

す。その上で、3つのニーズにおいてであります。放課後の学習支援につきましては、昨年度1月末時点の状況ですけれども、延べ人数としては5,608人となっております。ただ、増減につきましては、毎年の実施日数は、実際に受けている子が来ている回数も違ったりするので、一概に増減をお答えするのは難しいかなと思われま

す。また、昨年度試行しました小学校の学習支援につきましては、5校で試行しましたが、延べ104名という形で利用をしていただきました。

また、不登校の支援につきましては、本当にこの4月から始めたばかりでもあるので、あくまで学校からの報告でして、きちんと確定できているわけではありませんが、参考の数値としては、4月には延べ62名、5月には延べ156名の活用があったという報告を受けております。

○安藤委員　ありがとうございます。

学習支援というのがわからないのですが、前回もちょっとお話しをしましたけれども、私が活動している大清水地区に教育文化センターがあります。たまたまそこにいらっしゃる先生とお話をしましたけれども、長期欠席の生徒を、理科の実験か何かでそこに呼んであげているということで、前にも言いましたけれども、私は非常に感動しまして、それも1人だけ、1人のために理科の実験が行われているということで、非常にきめ細かいというか、我々には見えないところで、よくやられているなど、確かにすばらしいと思いました。

それで、お聞きしたのですが、いわゆる学習支援を受ける生徒たちの保護者の皆さんは、その支援を受けていることに対して、一体どういうふうにおられるのか、それから、どういう意義を感じているのか、保護者の方との話はなかなかないのでしょうけれども、この辺、その保護者の方の感想みたいなことが何かあったら、聞かれていたら教えていただきたいと思

います。○教育指導課（福島指導主事）　3事業ありますので、それぞれあると思いますが、放課後の学習支援等につきましては、きちんとご説明をしてスケジュールを立ててやっている部分があると思

いますけれども、面談などで様子をお伝えするような形で、いろいろできた部分、成果などは、きちんと親御さんにもお伝えするような形になっていると思

とらせていただいた中に、ご好意で保護者の方からのコメント等もありまして、そこは夏休みに行ったところの感想ではありましたが、「本当に集中して取り組んでいたようです」とか、「宿題のわからないところを聞いて、解き方を覚えるチャンスがあってよかった、本当にありがとうございました」みたいな、これは全部ではないのですが、そういうアンケートをいただいたところがありましたので、私たちとしても、とてもありがたいなと思っております。

○安藤委員　ありがとうございました。私からは以上です。

○藤井委員長　ありがとうございます。

それでは、渡邊委員より、事前に質問を預かっておりますので、代理で質問をさせていただきます。

事業の実施体制について、指導員の人数と参加者数で、可能ならば学年別の利用状況などの詳細を教えていただきたいということでございます。お願いいたします。

○教育指導課（福島指導主事）　先ほどのお二人の委員のご質問と重複するところがあるかと思いますが、ご了承ください。

放課後の中学校の学習指導におきましては、指導員の人数は、昨年度は延べ 68 名となっておりまして、補習時間や日数としては、放課後の 1 時間程度、部活の最終下校などに合わせるような形で実施をしております。

また、実際に参加した生徒につきましては、延べ 5,608 人となりまして、1 日平均 3、4 人程度の利用となっております。

小学校につきましては、試行で 5 校をやらせていただきましたけれども、指導員の人数は、昨年度 5 校で 12 名でございます。やり方につきましては、夏期休業中を中心に実施している学校、7 月末や 8 月末に 8 日間程度、午前の時間または午後の時間などを設定して行っているケースが多いのですが、放課後に 1 時間程度、2、3 年生などを中心に、帰りを高学年の子と合わせるような形で行っている学校もございました。

また、参加者数につきましては、昨年は、5 校合わせて延べ人数 104 名となっております。

最後に不登校の、今年度から始めているものにつきましては、学習指導員は、4 月、5 月現在で登録は延べ 74 名でございます。また、補習の実施形態としましては、授業時間中に別室での対応となっております。生徒一人ひとりの状況によって、定期的に来られる生徒もいれば、やはり週に 1 回来るのがやっとの生徒など、さまざまあると思いますので、学校で、そこは個別にニーズに応えるような形で行っております。

参加者数につきましては延べ人数となっておりますが、各学年別とのお話がありましたので、ここは調べた結果、4 月が、1 年生が 2 名、2 年生が 48 名、3 年生が 12 名、5 月が、1 年生が 16 名、2 年生が 103 名、3 年生が 37 名という報告をいただいております。

○藤井委員長　ありがとうございます。

引き続き、渡邊委員からお預かりしている質問でございます。「基礎学力の定着」は、どのような根拠に基づいて評価していますかという質問がございますので、お願いいたします。

○教育指導課（福島指導主事）　この「基礎学力の定着」をどのようにはかるかというのは、なかなか難しいところかなと思っております。実際に数字やアンケート等ではかっているもので

はないところもありますので、私どもで、実際に長欠報告などで、毎月、学校の管理職の先生とお話をする中で、実際にどういう効果があるのかとか、どういう様子なのかとか、そういうところを、校内支援の担当者会などの間で話題になっている話や、実際にその子たちの様子を聞いて把握している部分があるかなと思う部分と、また、小学校等につきましては、実際に、先ほど少しお話をしましたアンケート等もいただきましたので、そのアンケートが、子どもたちのアンケートがありましたので、子どもたちから、先ほど言ったように、「やってよかった」とか、「わかってよかった」とか、「細かく教えてもらえた」などの評価をいただきましたので、「学力の定着」というところで、数値ではないのですが、学習意欲とか、学びの意欲、登校意欲ということで、ある意味、効果があったのではないかと考えております。

また、不登校支援は、本当に始まったばかりですので、まだ評価というところはないのですが、利用者数が4月、5月と増えてきていることは、本当にありがたいなと考えております。

○藤井委員長　ありがとうございます。

それでは、私から質問をさせていただきます。

コロナ禍を踏まえまして、子どもたちのニーズ、学習の変化などを考えますと、そのニーズに、もし何か特徴ですとか変化などがありましたら、教えていただけたらと思います。

○教育指導課（福島指導主事）　実際、コロナ禍において、学習の形態等は、本当に学校でさまざま工夫してきたところがあると思いますけれども、放課後、そして小学校、そして日課中の学習支援につきましては、少人数での指導というところもありましたので、コロナ禍なので、という特徴よりは、ふだん学習の後れをとってしまう生徒にとっては、個別という形態や少人数という形態もありましたので、実際に、特段コロナ禍における変化というよりは、「宿題を終わらせられてよかった」とか、「実際に学習ができてよかった」という意味では、コロナ禍においてもうまく実施することができた事業であるかなと考えております。

○藤井委員長　続けて、「課題を踏まえた今後の取組」のところに、「学校のニーズに合わせた弾力的な運用ができる体制」と記載がございますけれども、どのような体制を検討しているのか、教えていただけたらと思います。

○教育指導課（福島指導主事）　「課題を踏まえた～」というところでお話しさせていただくと、中学校におきましては、もともと基礎的、基本的な学力の定着を図るために放課後の学習支援をやってきましたけれども、今年度から、不登校生徒の社会的自立と学習支援の必要性から、中学校の不登校の学習支援を開始できたことは、一つ、まずニーズに合わせることでできたところになると思いますし、実は、小学校につきましては、先ほど長期休業や放課後の話をさせていただきましたが、特に学校のニーズに合わせた弾力的な運用が必要ではないかというような検討をしております。実際に、大勢の中ではなかなか落ち着いて学習に取り組めない児童や、より配慮を必要とするような児童が増えていることから、放課後や長期休業だけではなく授業時間中に、取り出しで学習を見ることのできる体制づくりなどが必要ではないかと考えておまして、そういうところを検討していきたいと考えております。

○藤井委員長　ありがとうございます。

もしかしたら、先ほどご説明があったかもしれないのですが、学習指導員の方々の、例えば教

員免許取得の割合ですとか、それぞれ継続的にされている方々がどれぐらいいらっしゃるのかなど、もう少し詳細なことがわかりましたら、教えていただけたらと思います。

○教育指導課（福島指導主事）　まず、継続につきましては、きちんとデータを把握していかなくて申し訳ないのですが、そこは、すみません、お答えできないところですが、教員免許につきましては、小学校の部分は、教員免許は、基本的には問わない形でやらせていただいているのですが、放課後の不登校につきましては、有無は問いませんが、「教員免許の取得者1名を選任するように努める」としているところが、まずございます。

また、不登校の関係につきましては、日課中の活動になりますので、「原則教員免許取得者が望ましい」と考えております。

こちらも、まだそこまできちんと把握しておらず、すみません。

○藤井委員長　わかりました。そうすると、依頼するときに、免許取得について確認するわけではないということですか。申告では、免許取得、お持ちかどうかというのを、言われる場合もあれば言われない場合もあるみたいなことになるのでしょうか。

○教育指導課（福島指導主事）　基本的には、「お持ちですか」という話はさせていただくとは思いますが、有償ボランティアという形になりますので、きちんと免許状を見せていただいているかどうかは、ちょっと把握しかねるところかなと思いますが、一応聞いて、お持ちですかとか、元は持っていたら、失効されている方も結構いらっしゃるかもしれないので、そういうような形でご確認をさせていただいていると思います。

○藤井委員長　ありがとうございます。

ほかに、委員の皆様から追加でご質問等ございますでしょうか。——よろしいですか。

（質問等：なし）

ありがとうございました。

それでは、次に進んでまいりたいと思います。

基本方針2となります「安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます」の、施策の柱3「学びを支える質の高い教育環境の整備」から、実施事業1「特別支援教育整備事業」について、説明をお願いいたします。

○教育指導課（丸谷課長）　それでは、「特別支援教育整備事業」についてです。

こちらは、特別支援学級、また通級指導教室など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の特性に応じた教育の場の整備ですとか、特別支援教育の充実を目的に、教育環境の整備を行っている事業でございます。

令和4年度につきましては、秋葉台中学校の特別支援学級の設置準備を行いました。

また、白浜養護学校の教室不足等の改善の方策につきまして、藤沢市学校適正規模・適正配置検討委員会にて協議をしております。

以上でございます。

○藤井委員長　ありがとうございます。

ただいま担当課から説明がございました。これから、質疑に入ります。

ただいまの説明に対するご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

越 委員、お願いいたします

○越 委員 私からは、また3つ質問をさせていただきます。

1つ目、藤沢市内35校の小学校のうち21校に特別支援学級が設置されていることが資料からわかりますが、思っていた以上に設置数があることに、とても安心しております。この設置数は、年々増えているとは思いますが、どのぐらいのペースで新設されているのか、お聞きしたいと思っております。

○教育指導課（中村指導主事） 過去、近いところで5年前からといったところでお話をさせていただきますと、平成30年度、そして31年度に1校ずつ、そして、令和2年度、令和3年度には2校ずつ、そして昨年度（令和4年度）には1校、そして今年度も1校という設置のペースでございます。

以上でございます。

○越 委員 ありがとうございます。

2つ目が、将来は、恐らく全ての小学校に特別支援学級の設置を目標とされているのかなと思えますが、目標とされているのでしょうか。

○教育指導課（中村指導主事） 小学校に限らず、小学校、中学校全校に、特別支援学級の全校設置を目標としております。

○越 委員 いつまでに各校へ設置という、その具体的な目標の年数とかはございますか。

○教育指導課（中村指導主事） 今後5年間につきましては、毎年2校ずつの設置の計画を立てております。ただし、使用可能教室数に余裕がない場合は、設置が難しい学校もございまして、その後、計画的に進めることが困難な状況ではございますけれども、それぞれの学校施設の規模や、学校施設の再整備のスケジュールなどを総合的に判断しまして、着実に進めていく予定でございます。

○越 委員 ありがとうございます。

私は、子ども（娘）が2人いますが、小学校と中学校で、特別支援学級がある学校でお世話になっております。各校への特別支援学級の設置は、支援学級に通う子どもたちやご家族だけの利点となるわけではなくて、通常級の子どもたちやご家族にとっても、小学校から中学校の9年間、長ければ9年間ですが、そこを支援級の子とともに生活をするかしないかで、本当に違うんです、多様性とか理解の面が。

ということで、いずれ目標として考えていらっしゃるということですが、全校への設置を、保護者として強く希望いたします。よろしくお願いいたします。

○藤井委員長 それでは、安藤委員、お願いいたします

○安藤委員 特別支援学級の設置が、先ほどお聞きしたとおり増えている、ある意味充実しているということでしょうけれども、いわゆる対象の児童数が、本来もっといっぱいいたのに、それが、学級の増設がなかなか追いついていかなかったということなのか、それとも最近の傾向として、やはり特別支援学級で勉強しなければいけない子どもたちが増えているのか、それは全体の生徒数の増減にもかかわってくるような話ですが、どのような感触を持たれているのかお聞きしたいのですが。

○教育指導課（中村指導主事） 全国的にも、児童生徒数は減少傾向にはございますけれども、特別支援学級に在籍する対象の児童生徒は、年々増えております。

ちなみに10年前（2013年度）から、この10年間で、小学校の特別支援学級の児童数は100名程度、そして、中学校の特別支援学級に在籍する生徒は45名ほど増えております。

以上でございます。

○安藤委員 わかりました。増加傾向にあるということですね。

○教育指導課（中村指導主事） はい。

○安藤委員 それと、もう一つは、あまり知識がなくて基本的なことをお聞きしたいのですが、養護学校があります。それから各学校、普通学級とともに特別支援学級があります。それから、最近、いわゆる普通学級の中にいろいろな子どもたちと一緒に勉強させる、いわゆる多様性を求めたインクルーシブクラスというのですか、これもあります。

いろいろな施策というか、やり方が出てきているわけですが、養護学校と特別支援学級とインクルーシブで、ほかの普通学級の生徒たちと一緒に勉強するという、こういういろいろなスタイルを考えなければいけないなど、それは、子どもたちに応じた最適な教育の一環でしょうけれども、養護学校と特別支援学級の違いというのは、簡単に言うとどういうことでしょうか。

○教育指導課（中村指導主事） 簡単に説明するのは、ちょっと難しいところではありますけれども、養護学校、いわゆる特別支援学校とは、障がいがある幼児・児童、そして生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる——準ずるというのは、同等の教育を行っていくとともに、障がいによる学習上、または生活上の困難を克服して、自立を図るために必要な知識や技能を授けることを目的とする学校でございます。

一方、特別支援学級とは、小学校、中学校等において、障がいがある児童生徒に対して、障がいによる学習上、または生活上の困難を克服するために設置をされている学級となります。

○安藤委員 違いがよくわからないのですが、もう一つ、さっき言ったインクルーシブのクラスというのは、今、実際に行われているところはありますか。

○教育指導課（中村指導主事） インクルーシブな教育を目指すといったところで、そこへ特化したクラスとかが、今現在あるわけではございませんけれども、障がいがある、なしにかかわらず、それぞれのお子さんの教育的なニーズに応じて、クラスの中で必要な支援を受けながら、または、通常の学級に在席をしながら、必要な時間は通級指導教室を利用していくというような、そのお子さん、お子さんの学びの場、または学ぶ内容といったところで、学びの場を幾つか準備をして選んでいただいて、そして教育活動を受けていただくようなシステムをとっております。

○安藤委員 わかりました。これは、本当に支援を受けなければいけない子どもたちを分けて特別な教育をやるのか、それとも、みんなの中で一緒にやるのか、こういったところは、そう簡単に結論が出るような話ではなく、両方を模索しなければいけないような話だと思いますが、わからない部分もありますが、大体わかりました。

それから、報告書の中に、「白浜養護学校の教室不足」というのがポイントとして大分出ていますが、先ほどのお話のように、そういう対象の児童が増えているということであれば、当然そういう施設、それから人材が対応できていない傾向があるのではないかと思いますけれど

も、この対応は、ある程度改善はできているのか、また、今後よくなりますよということなのか、具体的にはどういうことなのか教えてください。

○教育指導課（中村指導主事）　　今のご質問でございますけれども、教室不足が実際に起こっております。その解消のために、これまで多目的ホールとか、あとはプレイルームなどの空間の活用等、あと仮設校舎を建設することによりまして対応してまいりました。

現在、当面の教室数は確保しておりますけれども、白浜養護学校の児童生徒数の推計は、算出が非常に難しいため、教室不足につきましては、予断を許さないような状況でございます。

一方、神奈川県教育委員会も、県内で増加しております特別な支援を必要とする児童生徒に対応するために、藤沢市内にある県立藤沢支援学校を、令和 10 年度をめどに増改築をしまして、知的障がい教育部門の増改築及び肢体不自由教育部門を併置する計画がございます。

藤沢市教育委員会としましては、まずは、県の動向も注視しつつ、特別支援教育のさらなる充実を図るために、適した土地や施設があれば、分校化等も視野に入れて検討をしてみたいと考えております。

○安藤委員　　わかりました。

最後になりますけれども、私が、地域で地域活動をしている中で、特別支援学級の生徒たち、先生方に参加していただくイベントが、このところちょっと増えていますね。

それで、一つは藤沢地区でやっている米づくり、これは小中学校の生徒たちに米づくりを体験させようということですが、最近、特別支援学級の皆さんが、ぜひぜひ参加させてくれということで、希望者が増えて、大分大きな人数になっております。

それから、同じくかかわっている青少協のイベントで、「冬のクラフト」といって、冬場いろいろ木の実だとか葉っぱだとか木の枝、そういったものを材料に好きなものをつくっていいんだよということで、公民館の教室を借りてやっています、これも、ことし——今年度というか、前年度ですかね、初めて特別支援学級の生徒たちのためのイベントをやったんですよ。

それを見ていると、米づくりにしても、いろいろな人たちと自然の中で、その空気を共有するというか、風を共有する、泥に入って泥の感触を楽しむとか、非常に生き生きとして生徒たちがやっているのと、それから先生方は、何かすごく大変だという感じではなくて、生徒そっちのけで自分が楽しんでいるような、多少そういうこともあって、私はすごくいいことではないかと思っております、そういう課外授業というか地域イベントに参加するなど、引率してくるだけでも大変なことだと思いますが、何となく感触的にはそういうニーズが増えていて、我々は、地域でそういうことを受け入れるものをつくっていかねばいけないのかなと思っているのですが、そういう課外授業的なものが、特別支援学級の中で、学習の中で、何かそれなりの位置づけがあって、そういうのをどんどんやりたいとか、そういうことがあったら教えていただきたいと思っております。

○教育指導課（中村指導主事）　　地域で特別支援学級が参加させていただいております、その地域のイベント等の学習活動につきましては、生活または総合的な学習の時間、または道徳、そういった教科に位置づけられておりますが、各教科等を合わせた指導としまして、先ほどの制作をするところでは図工の教科と、あとは体験活動をするところでは総合的な学習の時間と合わせ

て指導をするような、そういった教科としての位置づけもございます。

何分にも、一連のそういう活動を、組織的、体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際、体験的、総合的に学習ができる生活単元学習といった、そういった学習の形態もございまして、いろいろな体験活動を通じて、子どもたちの学びを深めているところが現状でございます。

○安藤委員 わかりました。地域のいろいろな人たちと、その地域の自然の中で、その環境を共有することが、何かすごく意味があるのかなと思いますので、ぜひ積極的に進めていただければと思います。

○藤井委員長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員からお預かりしております質問2点を、代理で質問させていただきます。

1点目は、特別支援学級の経営方針は、それぞれの学校で定めているのか、それとも、教育委員会から下へおろしていく部分もあるのかという質問です。

それから、経営方針と地域におけるニーズとのミスマッチはないのでしょうかというのが2点目の質問となります。よろしくお願ひします。

○教育指導課（中村指導主事） それでは、1つ目のご質問ですけれども、特別支援学級の経営方針につきましては、それぞれの学校で、学級で定めております。

続きまして、それと関連して2つ目の質問の回答でございますが、地域におけるニーズも加味しながら、それぞれの学校で経営方針を立てております。

また、設置校全校、毎年度初めには経営方針につきまして見直しを行って、また新たな経営方針を立てております。

以上でございます。

○藤井委員長 ありがとうございます。

それでは、私から3点質問がございます。

まず、「計画における方向性」に記載されている「年2校程度」という表現ですけれども、どのような背景から設定されているのか教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、通級指導教室の整備はどのような状況なのか、教えていただきたいということです。また、通級の指導教室で、今後の取り組みの方向がありましたら、教えてください。

3点目は、教室の確保が難しいというお話がございましたけれども、ほかに、本事業の実施に伴う課題や困難なことがありましたら、教えていただけたらと思います。

○教育指導課（中村指導主事） それでは、1つ目のご質問について、まずは、地域の中で育つことを重視しまして、居住学区の学校に就学できることを目指しております。そういう中で、小中学校にそれぞれ1校ずつ、計2校の設置を計画しております。計画的に特別支援学級を開級することで、特別支援学級の課題、規模の解消及び通学範囲の適正化を図ることもできるからでございます。

2つ目の、通級指導教室の整備につきましては、本市には、聞こえや言葉に課題を持っている子どもを対象に、その性質と程度に応じた指導をすることによって、学校生活や社会生活への適応を高めることを目的とする「ことばの教室」と、コミュニケーション力が未発達であったり、

集団生活や活動にうまく対応ができなかつたりする児童が社会性を高め、在籍学級において、よりよい生活を送ることができることを目的とし、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う「すまいる」を小学校に設置しております。

「ことばの教室」につきましては、小学校 35 校中に 4 校、そして「すまいる」は、同じく 35 校中に 3 校、通級指導教室は 7 校設置をしております。なお、保護者が付き添って通う通級制をとっております。

今後の取り組みの方向性につきましては、今のところ、計画的にはございませんけれども、必要に応じてといったところの、現状をお伝えさせていただきました。

そして、最後に 3 つ目のご質問でございますが、教室の確保を含め、本事業の実施に伴う課題や困難なことについては、特別支援学級の全校設置につきましては、使用可能教室に余裕がない場合は、設置が難しい学校がございます。

また、全国的に教員不足が課題となっている中、通常の学級の教員確保も難しい状況でございます。特に専門的な知識や支援、指導が求められる特別支援教育に直接担任等として携わる人材も不足する中、特別支援教育に係る人材確保や人材の育成につきましては、本市でも大きな課題として捉えているところでございます。

以上でございます。

○藤井委員長 ありがとうございます。

追加で、委員の皆様から何かご質問ございますか。——よろしいですか。

(質問等：なし)

○教育指導課（丸谷課長） 一点補足をさせていただいてよろしいですか。

○藤井委員長 お願いします。

○教育指導課（丸谷課長） 先ほどの特別支援学校の経営方針ということにつきましては、基本的には学校長が考えることでありまして、市教委からおろすことではなく、「ふじさわ教育大綱」ですとか「学校教育ふじさわビジョン」、こちらを踏まえながら学校長がグランドデザインも考えることになっております。よろしくお願いたします。

○藤井委員長 ありがとうございます。

それでは、次の重点事業の最後のものに入りたいと思います。

基本方針 5 「すべての子ども・若者への学びのセーフティーネットを構築します」の、施策の柱 3 「互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供」から、実施事業 1-1 「いじめ防止啓発関連事業」について、説明をお願いいたします。

○教育指導課（丸谷課長） 「いじめ防止啓発関連事業」についてです。

こちらは教職員、児童生徒、市民等に対しまして、いじめ防止の意識啓発を図る目的で、いじめ防止啓発リーフレット及び条例リーフレットの作成・配布、また、中学生に対しましては、いじめ防止対策報告会、「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」の開催、また関係課と共催しまして、「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」を行っております。

以上です。

○藤井委員長 ただいま担当課から説明がございました。これから質疑に入りたいと思います。

説明に対するご質問がある方、お願いいたします。

越 委員、お願いします。

○越 委員 事業内容のところに、「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」の開催とありますが、以前、「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」を見学させていただいたことがあります。たくさんの中学生在が集まって、いじめの事例や各校の実践活動を報告したり、とても活発に意見交換をしていたことが、いまだに印象に残っております。

この集いに参加する生徒が、私の記憶だと生徒会の生徒であったような記憶がありますが、これは、各校の生徒会の生徒のみがかかわっている事業なのか、それとも学校の全ての生徒たちの意見や考えを取りまとめて、この場所に生徒会の子たちが持ってきている事業なのか、教えていただきたいと思っております。

○教育指導課（林 指導主事） 「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」に参加する生徒は生徒会役員となりますが、他校と意見交換したことを踏まえ、学校に戻ってクラスや学校全体で取り組んでみたいという生徒さんの声も聞いております。生徒会だけの活動とならないように、学校での取り組み方の工夫についても、今後教育委員会から発信していけるよう努めてまいります。

○越 委員 わかりました。ありがとうございます。

うちの子どもは、特に生徒会にかかわっていたわけではなく、その話をしたときに、ちょっときょんとしたような感じがあったので、今お話がありましたように、その学校全体が、一人の生徒も取り残すことなく、みんながいじめに対して同じ認識を持って取り組んでいただけたら、というのが、保護者としての希望です。

私からは以上となります。

○藤井委員長 それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 一つは、中学生のいじめ防止対策の報告会、去年の 12 月に実施された「中学生の集い」のオンライン開催がありますが、大変結構なことだと思います。

そこでは、生徒の皆さんがいろいろな意見を出したり議論をしたのではないかと思いますけれども、どんな意見が出て、どんなことを感じられたのか、具体的に例えばこういうことですかというのがありましたら、教えていただきたいと思っております。

○教育指導課（林 指導主事） 令和 4 年度は、12 月 26 日にオンラインで開催いたしました。各中学校の生徒会役員の生徒がオンラインでつながり、各校のいじめ防止の取り組みや、仲間づくりのための活動について報告したり、いじめ事例をもとに自分たちにできることは何かを考えたりしました。

これ（報告書「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」を提示）は、取組報告書ですがけれども、後ほど委員の皆様にもお渡ししたいと思います。

生徒たちは、いじめ防止をテーマに他校の生徒たちと交流できたことを成果として挙げています。他校のいじめ防止の取り組みを知り、自分たちと同じことに取り組んでいるということで自信を持ったり、自分たちだけでは思いつかない取り組みをしているから、自分たちの学校でもやってみよう、参考にしたい、今後の生徒会活動に役立てたいという声が多くありました。

また、印象的だったのは、「大人の力だけでなく私たち生徒の力でいじめを少しでも減らしていきたい」という前向きな感想もございました。

○安藤委員　大変いい取り組みではないかと思いました。

それから、私、今 70 歳代ですけれども、六十何年前、小学校のとき、ある地方の小学校に行きましたけれども、今回こうやっていじめ対策事業ということで読ませていただくと、自分の過去の、小学校時代のことがだんだんよみがえってきて、非常に心の痛い部分が、やはりあるんですね。

特に「ストップ！いじめ いじめをしない！ させない！ ゆるさない！」というリーフレットをつくられて、これを読むと、大変よくまとまっていて、ごもつともだなど、今になって、大人になって思うのですが、残念ながら、当時としては「いじめる」という言葉はあったけれども、「いじめ」という言葉自体がなかったですね。「友達をいじめる」とか「弱いやつをいじめる」とか、そういう言葉はありましたけれどもね。

今思うと、やはり相手のことをちゃんと考えない、相手の気持ちになれない、いじめられているのを見たら、ああいうふうになりたくないなど、できるだけ避けようとか、何かそういう気持ちが先行して、先生も、今から思うと、それについてとやかく言うこともなくて、子どもたちの中で解決をするというか、いびつな解決をするやり方で育ってきてしまったような気がして、やはり小中学校のときから、「いじめとは何だ」ということをちゃんと出しておられるのは大変いいと思います。

ただ、これを現実の自分のものとして、子どもたちの心の痛みみたいなものを感じられるかどうか、そこところが非常に大きな課題かなと思うんですよね。

それで、先ほど「いじめ防止教室」という話があったように、そういうことを定期的に開催されているということなので、そういったものを具体的にどういう形で子どもたちに話してもらっているのか、指導をしているのか、その辺を具体的にお聞きしたいと思います。

○教育指導課（林 指導主事）　いじめ防止教室につきましては、NPO法人湘南DVサポートセンターとの連携により行っております。市内小中学校、希望する学校を対象に行っております。対面で、講師1名による講演会形式ですが、いじめの定義、被害者、加害者、傍観者の関係、自分の気持ちを相手に伝えることの大切さなどを、対象学年に合わせて講演していただいております。

また、NPO法人ストップ！いじめナビとも連携し、中学校2校において弁護士によるいじめ予防授業を行っております。何がいじめなのかを知り、相手に苦痛を与える手段を選択してはいけないことを学んでおります。

以上になります。

○安藤委員　弁護士の方が講師になられているというのは、ある程度法律的な定義づけみたいなことも多少教えているというか、話をされているということですか。

○教育指導課（林 指導主事）　はい。もちろん法律の専門家なので、そういった部分もございますが、学校ですと、先生から学ぶことばかりの子どもたちが、違う職種の方から「いじめとは」と習うところで、やはり効果が大きいかなと捉えております。

○安藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○藤井委員長 それでは、渡邊委員からお預かりしている質問、3点についてお伺いいたします。

1点目は、令和2年度の評価理由について、「生徒の主体的な取り組みに課題」と記載がありますが、この詳細を教えてくださいというものです。

2点目は、実施した講演会の一覧を知りたいということでございます。

3点目は、「計画における方向性」に、「いじめ防止対策を推進する」とありますが、具体例として何かありますかというものでございます。よろしくお願ひします。

○教育指導課（林 指導主事） 1点目について、お答えいたします。令和2年度の「Stop いじめ！中学生の集い」の活動報告では、「生徒主体の活動を意識した報告となるよう」というふうに学校には発信をしていたのですが、実際、戻ってきたものは教師主導の活動報告が散見されたため、生徒の主体的な取り組みの部分を課題としております。

2点目の、講演会の一覧につきましては、令和2年度、3年度、4年度につきましては、人権男女共同平和国際課と共催している「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」を行っております。令和4年度につきましては、各市内の小中学校のいじめ防止担当者に向け、NPO法人ジェントルハートプロジェクトの小森美登里氏をお招きし、「いじめ予防と対策のためのチーム学校をつくる」ということで、講演をいただいております。

3点目です。「計画における方向性」に「いじめ防止対策を推進する」という具体例についてですが、先ほどお話しさせていただいた「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」の充実、それから、藤沢市いじめ問題対策連絡協議会の運営、いじめ防止担当者会の充実、いじめ防止対策SC（スクールカウンセラー）及びスクールロイヤーによる教職員向けいじめ防止研修、いじめ相談の充実ということで、いじめ相談メール、いじめ相談ホットライン、子ども相談フォームの運営、いじめ相談機関紹介カードやいじめ防止のリーフレット等の作成や配布、それから、学校生活アンケートの実施等考えております。

以上となります。

○藤井委員長 ありがとうございます。

それでは、私から質問をさせていただきたいと思ひます。

「課題を踏まえた今後の取り組み」に、「リーフレットの内容を検討する」とありますけれども、どのような検討がなされているのか、教えてください。

○教育指導課（林 指導主事） これから検討を進めていく予定でおります。さまざま起きているいじめの状況などから、新入学児童保護者向けのリーフレットについては、より丁寧な説明や啓発が必要だと感じております。

○藤井委員長 拝見したところ、QRコードなどをつけてはいなかったかと思うのですが、相談先や連絡先が併記されていたかと思ひますけれども、ここにかければいいですという、連絡が一番つながりやすいとか、一番重要なところが、少しわかりにくいところもあるのではないかと思ひたのですが、そのような連絡先が複数並列で表記されているより、最初にかける連絡先が一目で分かるという点ですとか、携帯のQRコードですぐ連絡先などが表示されるようなものであ

れば、より使いやすくなるのではないかと考えたのですが、そういった何か検討なども、機会がありましたら、していただけたらと思います。

○教育指導課（林 指導主事） はい。

○藤井委員長 続けて2点目ですが、いじめ防止教室やいじめ防止講演会を実施したことによる、何かその影響とか反響とありますか、好例で、いじめ防止につながるといったようなことがありましたら、教えていただけたらと思います。

○教育指導課（林 指導主事） いじめ防止教室では、先生方から、この教室をきっかけに子どもたちがいじめについて考えるきっかけとなり、教わったことを学校生活の中で生かしている声かけをしていきたいなどのお声をいただいております。

いじめ防止講演会では、昨年度、NPO法人ジェントルハートプロジェクトの小森美登里さんをお招きし、各小中学校のいじめ防止担当の先生にご講演をいただきました。

小森さんのお子さんは、いじめによって自死されています。その小森さんから、「加害者に寄り添うことの大切さ」というお話を聞きました。先生方のいじめ防止に対する考えを深めるきっかけとなったと捉えております。

○藤井委員長 ありがとうございます。

最後ですけれども、いじめ防止啓発やいじめ防止対策につきましては、教育関連の諸機関全体で取り組む必要があると思うのですが、具体的に関連している諸機関との連携の状況について、教えてください。

○教育指導課（林 指導主事） 子どものいじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、附属機関として学識経験者、児童相談所、法務局、教育委員会、学校、警察などで構成する「藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しております。

昨年度は、年に3回開催し、地域社会全体で子どもたちを見守っていく体制の構築のため、家庭や地域という広い視野で安全・安心な環境づくりに努められるよう、意見交換を重ねております。

○藤井委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から、追加でご質問ございますか。

○越 委員 一つだけ、先ほど、実施した講演会の一覧ということで、講演会の内容を教えていただきましたが、小学校とか中学校でも、時々保護者向けのいじめの講演会のチラシを持ってきますが、行きたいけれども行けない、この日は行けない等、年間を通した一覧表みたいなものの配布が保護者の人にあるといいのかなと思いました。そういう一覧表とかの配布はされていないのでしょうか。

○教育指導課（林 指導主事） 配布はしていません。

○越 委員 今のお話を聞いていて、藤沢市や学校や生徒たちが一生懸命いじめについて取り組んでいて、でも、保護者の人って、当の本人だけれども、意外と無関心な方が結構いるのかなと思っています。

それで、一生懸命いじめについて考えて、いろいろ取り組んでいても、実際にいじめはなくならないじゃないですか。今の小学校とか中学校の現場では、特に中学校などはよく耳にするので

すね。

学校教育とか、もちろんそうですけれども、今の家庭教育って、すごく大事だと思っていて、保護者の方が、いじめに対してもっと学ぶ場があったりとか、あと、子どもたちだけで学ぶのではなく、子どもと親の共通認識、いじめは絶対にだめなことなのだと、そういう認識はすごく必要だと思っています。

その講演会に私も何回か、いじめとか、いじめに限らず参加させていただくと、本当に、すごく勉強になったなと思いながら帰る講演会がとて多いので、今は働いている保護者の方が多くて、そういうのになかなか参加できない方も多いと思うのですが、結構な数で講演会を開催してくださっているの、保護者の方が学べるような機会というか発信をもっとしていただければいいのかなと思いました。

○教育指導課（林 指導主事） はい。

○藤井委員長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

○事務局（吉田） 先ほど担当者からお話がありました報告書をお預かりしておりますので、今お配りをさせていただけたらと思います。今後まとめていただきます講評の際の参考資料としてお読み取りいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[報告書「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」：配付]

○藤井委員長 ありがとうございました。

本日は、点検・評価重点事業に係る担当課からの事業説明と質疑応答を行いました。

各委員におかれましては、これらの内容を踏まえまして、取組計画が教育振興基本計画における目的、方向性に合致しているか、取組実績に対して、課題の捉え方は適切か、今後の取り組みについての考え方は適切か、といった観点から講評を行っていただきます。

併せて教育振興基本計画の「5つの基本方針ごとの講評」と、「総括的講評」についても、まとめていきたいと思います。

以上で、用意された議題は終了となります。

2 その他

(1) 今後のスケジュール

○藤井委員長 最後に「その他」に移ります。

事務局から、今後のスケジュールについて、説明をお願いいたします。

○事務局（吉田） それでは、「次第」をご覧くださいと思います。

今後のスケジュールにつきましては、8月4日（金）に、「令和5年度 第2回藤沢市教育振興基本計画評価委員会」を開催させていただき、その中で、先ほど藤井委員長からございましたとおり、教育振興基本計画の「5つの基本方針ごとの講評」と、また「総括的講評」を委員の皆様からいただきたいと思っております。

その後、いただいた講評を取りまとめたものを、「点検・評価報告書」として、8月の教育委員会定例会にお諮りをいたしまして、9月の市議会決算資料として提出をいたします。

また、藤沢市のホームページにおきましても、報告書を公開させていただく予定でございます。
事務局からは、以上でございます。

○藤井委員長　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますでしょうか。

(質問等：なし)

それでは、以上をもちまして、「令和5年度第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○一同　ありがとうございました。

(午前11時28分 閉会)